

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年三月三一日総務省令第三〇号）
 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年七月二三日総務省令第七九号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年三月三一日総務省令第三四号）
 この省令は、平成二十三年四月一日から施行し、第一条による改正後の地方債に関する省令附則第一条の一の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

附 則（平成二四年三月三一日総務省令第二九号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年七月二四日総務省令第七三号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年七月二三日総務省令第七四号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年七月二五日総務省令第六五号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年七月二四日総務省令第六六号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年七月二六日総務省令第七六号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年七月二四日総務省令第五四号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年七月二四日総務省令第四八号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年七月二三日総務省令第三一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年八月三日総務省令第七八号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年七月二四日総務省令第五二号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年一月二四日総務省令第一一一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年七月二六日総務省令第七三号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年一月九日総務省令第七三号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年一月八日総務省令第六三号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年一月八日総務省令第八八号）
 この省令は、公布の日から施行する。

